

平成25年度 国立大学法人島根大学 年度計画

国立大学法人島根大学の中期目標・中期計画(平成22～27年度)に基づく平成25年度計画を以下に示す。
また、中期目標を四角(点線)で囲んで該当箇所に示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の内容・成果及び実施体制等に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

① 主体的に学び自らを高めようとする人材を確保する。

No. 1

- ① 全学及び各学部の使命が明確になるように、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)との整合を図りつつ、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)の見直し・検討を進める。
- ② 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)が反映された入試となるように、エビデンスに基づきながら入学者選抜方法の改善点を明確にする。
- ③ 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、島根県、中国地方、その他の都市部への入試広報戦略を再検討する。

No. 2

- ① 学問研究・大学進学への高い意欲を持った山陰地域からの志願者を確保するために、高校生を中心に地域社会全体をターゲットとした高大接続事業や出前教育を展開する。

No. 3

- ① 女子高生の理系への進路選択を促進するために、女性研究者のロールモデル集を多様な媒体で提供する。

② 教養教育と専門教育を通して、主体的に学ぶ力を身につけ、豊かな人間性と社会性を備えた人材を育成することができるよう、学士課程教育の質を保証し、学士力を高める。

No. 4

- ① 全学及び各学部の使命が明確になるように、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)の確認を行う。また、学生の主体的学修を促進するために、各学士課程教育が学生の実態に合ったカリキュラムになっているかどうかを検証する。
- ② 学生の主体的学修の促進につながったかどうかという視点から、全学共通教育の検証を開始する。

No. 5

- ① 個々の授業における成績評価過程を検証し、改善点を抽出する。

③ 現代社会が抱える課題に応える人材を育成するため、教養教育・専門教育等を充実させ、社会人としての基礎力を高める。

No. 6

- ① 新入生が学習を積極的にセルフ・プロデュースできるように、入学前後に自己の学習傾向や課題が把握できる仕組みを構築する。

- ② 新入生の大学教育課程への円滑な移行を図るために、個々の学力水準に応じた補完教育プログラムを整備する。

No. 7

- ① 入学時からの学生の主体的学修を促進するために、全学共通教育科目に体験型学修（ソーシャル・ラーニング）を導入する。

No. 8

- ① 主体的学修の幅を広げるために、正課外活動を組織的に支援・評価し、地域社会に対して「見える化」する。

No. 9

- ① キャリア教育を充実させるために、「就業力育成特別教育プログラム」事業を実施する。
② キャリア支援を充実させるために、学部の教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）にキャリア教育の視点を反映させる。

No. 10

- ① 地域社会に貢献できる人材を養成するために、地域機関等と連携した「大学間連携ソーシャルラーニング」事業を実施する。

④ グローバル化した社会に対応できる人材を養成するため、国際共通語としての英語教育を充実させる。

No. 11

- ① 英語の基礎力を伸ばすために、習熟度別の教育カリキュラムを充実させる。
② 全学年での英語力の維持・強化を図るために、専門教育と有機的関連のある英語カリキュラムを設定する。
③ 比較的高い英語力をもつ学生のグローバル・リテラシーを飛躍的に向上させるために、「英語高度化プログラム」を設定する。

No. 12

- ① 比較的高い英語力をもつ学生のグローバル・リテラシーを飛躍的に向上させるために、正課外での英語プログラムを拡大・強化する。

【大学院課程】

⑤ 高度の専門性と応用力、創造力を身につけることができるよう、大学院課程教育の質を保証し、大学院教育の国際的通用性、信頼性を向上させる。

No. 13

- ① 大学院の各学位課程教育の質保証を行うために、大学院における「教育の質保証報告書」作成のためのマニュアル（基本方針、共通項目等）を作成する。

No. 14

- ① COC（Center of Community）機能を推進するために、地域ステークホルダーのニーズに基づいた専門職業人養成システムについて検討する。

No. 15

- ① 大学院の各学位課程教育の質保証を行うために、大学院の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、学習到達目標（ラーニング・アウトカム）及び学位の国際的通用性の保証方法について課題を明確にする。

【学士課程・大学院課程共通】

⑥ 教育全体の継続的検証・評価・改善により、教育の質保証及び質向上を促進する。

No. 16

- ① 入学から就職（後）までを一貫的にフォローできる学修支援システム（エンロールメント・マネジメント・システム）の基本構想を策定する。
- ② 教学 IR（Institutional Research）により、全学及び各学部の教育成果の分析を行い、教育の質保証・質向上に資するための具体的な方策を提言する。

No. 17

- ① 教育力向上を目的とした近隣大学とのネットワーク強化のために、「大学間連携ソーシャルラーニング」事業を実施する。

No. 18

- ① 教学 IR の実施組織・体制を整備し、必要なデータ等の選択・収集を行う。

【教育の実施体制】

⑦ 現代社会が抱える課題に機敏に対応できるよう必要な組織整備を実施する。

No. 19

- ① 教育の質保証及び社会的ニーズに応えた大学院課程組織の見直しを行う。

（2）学生への支援に関する目標を達成するための措置

① 学生の自主的学修を促進するため、教育環境を整備する。

No. 20

- ① 学生の主体的学修を促す IT（インフォメーション・テクノロジー）環境、自学・自習スペースを段階的に整備する。
- ② 学生の主体的学修を促す人的学習サポート体制を整備する。

② 学生の修学、進路選択、及び学生生活等に関する相談体制を強化する。

No. 21

- ① 入学時から高い目標を持ち、自らの学修を主体的に組み立てる意欲的な学びを支援するために、学修コンシェルジュ体制を構築する。
- ② 個々の学生の主体的学修を支援するために、学務情報システム等のあり方や機能改善の方策について提案する。

No. 22

- ① 意欲的学修の促進を目的とする経済的支援を充実させる。

No. 23

- ① 進学率・就職率を向上させるために、教学 IR に基づき、大学での学びを進学・就業につながるキャリア教育を充実させる。

No. 24

- ① 女子学生の大学院進学支援のために、本学出身または在職の女性研究者のロールモデルをリスト化し、周知する。
- ② 女子学生の大学院進学支援のために、女性研究者と女子学生等との交流の場を充実させる。

No. 25

- ① 心身の健康に関する多様なニーズを受け止めうる相談・支援体制を構築するために、学生支援センターを設置する。

No. 26

- ① 学生支援センターでの教職協働を促進する上での、各部署等の課題を明らかにする。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準・研究の成果及び実施体制等に関する目標を達成するための措置

① 地域の知の拠点としての役割を果たすとともに、地域課題及び本学の研究蓄積に立脚した特色ある国際的水準の研究を重点的に推進し、その研究成果を積極的に社会に還元する。

No. 27

- ① 文化と自然の地域資源を活かした研究を推進するために、新たに立ち上げたプロジェクトセンター等の研究推進体制を整備する。
- ② 戦略的研究推進センターにおける重点研究、萌芽研究、特別研究及び新たに立ち上げたプロジェクトセンターにおいて地域産業や地域医療を牽引する先駆的技術に関する研究を推進する。

No. 28

- ① 中山間地域、過疎、高齢化、自然災害等の地域課題解決を志向した研究を、プロジェクトセンターで推進する。
- ② 中山間地域、過疎、高齢化、自然災害等の地域課題解決を志向した新たな課題を選定して推進する。

No. 29

- ① COC として地域に貢献する研究を促進するために、汽水域・水環境や医理工農等、部局を超えた学際的なプロジェクト研究を強化する。

② 本学の研究の個性化と質の向上を一層進めるために全学的研究連携・支援体制を強化する。

No. 30

- ① 若手研究者による学際的、個性的で質の高い研究を「見える化」し、外部資金獲得へ向けた支援体制を強化する。

No. 31

- ① 先導的な研究を推進するために、共同利用設備を整備し、共同利用機器を充実させ、利用の促進を図る。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

① 地域産業の振興及び地域医療の充実に向けた産学官の連携を強化する。

No. 32

- ① COC としての役割を担うために、地域の産業界や自治体等との連携を強化する体制を整備する。

No. 33

- ① 地域産業を担う高度な人材育成を強化するために、関連学部・研究科において社会人受け入れの体制を整備する。

No. 34

- ① 地域枠推薦入試等で受け入れた学生の地域医療への動機付けを強化するために、地域での実習と交流セミナーを充実させる。

② 多様な教育研究活動を通じて地域文化の発展に資する。

No. 35

- ① 地域での生涯学習支援機能を充実させるために、生涯学習教育体制を整備する。

No. 36

- ① COC の教育面を強化するために、「地域の教育・文化の保全・継承・創造」への行動計画を策定する。

No. 37

- ① IT を活用した学術情報の提供体制を強化し、地域へのサービスを充実させる。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

① 地域課題に焦点をあてた国際交流を戦略的に推進し、その成果を国内外へ発信する。

No. 38

- ① 重点的な交流大学との戦略的な交流を拡大する。

No. 39

- ① 交流協定校と、双方の学生が協同する学習及び体験学習等の活動や、各国間の異文化交流や日本人学生との交流に重きを置いた新プログラムを行う。
- ② 重点的に交流する大学との共同研究を推進する。

② 本学学生の海外派遣と海外からの留学生、研究者の受け入れ体制を強化する。

No. 40

- ① 海外留学・海外研修経験者を平成 24 年度に対し 10%増加させるために、派遣留学生への財政的・英語教育支援を充実させる。

No. 41

- ① コミュニケーション・スキルを向上させるために、多文化交流の増加と日本語教育支援を強化する。

No. 42

- ① 中国寧夏大学を中心に帰国留学生のネットワークを構築する。

No. 43

- ① 外国人留学生及び研究者の受入れ体制を充実させるために、学生寮整備や就職支援を充実させる。
- ② アジアの大学や日本語学校等と連携し、留学生を増加させる方策を検討する。また、アジアの大学との連携を強化して共同研究を更に活発化させる方策を検討する。

(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

① グローバルに活躍する能力を有し、地域医療に貢献できる幅広い医療人を育成する。

No. 44

- ① 国際的な視点を持ちながら島根の地域性を理解し地域で総合診療医として活躍できる医療人の育成を図るために、地域医療総合教育センターを中心に、大学病院・地域医療一体型の医療人養成プログラムを充実させる。
- ② 地域医療人の育成・支援を推進するために、しまね地域医療支援センターを活用し、医師のキャリア形成支援を拡充する。また、地域で活躍する総合診療医を育成するために、救命救急センターを活用した医療人教育を推進する。

No. 45

- ① アジア諸国の大学・医療機関との臨床領域の相互協力を拡充するために、先進医療、小児希少疾患に係る共同研究を促進する。

② 島根県の医療の中核として臨床研究を推進するとともに、より安全、安心かつ質の高い医療提供体制を構築する。

No. 46

- ① 救命救急センターの強化を図り、医学生に対する救急医療教育を推進する。また、救急専門医及び総合診療医育成を目指して研修医、若手医師の救急研修を行い、県内の救命救急と患者搬送業務に取り組む。
- ② 災害拠点病院及び二次被ばく医療機関としての体制を強化するために、院内の対応体制、地域住民との連携体制、及び災害時の医療関係者派遣体制の強化・充実を図る。
- ③ 高度で先進的な医療を推進するとともに、地域での医療人材養成に貢献する。
- ④ 病院医学教育センターを中心に医療安全支援体制を強化し、チーム医療と感染対策を含む医療安全の再点検を実施するとともに、データセンターの解析結果を基に医療の質の向上を図る。また、島根県下の医療施設に対し、医療安全及び感染対策の連携・強化を目指したネットワークの構築に向けた活動を展開する。
- ⑤ プライバシーマーク制度の認証施設として個人情報の保護・管理体制の検証を行うとともに、制度遵守のための教育・研修を推進する。

No. 47

- ① 先進的な生活習慣病及びがん診療体制を提供するために、がんを含む生活習慣病と小児障がいについての地域医療連携を強化する。
- ② 島根県内のがん医療の高度化のために、腫瘍センターを中心に包括的ながん医療を推進するとともに、都道府県がん診療連携拠点病院として医療機関連携を推進する。
- ③ がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン事業の成果を基に、がん医療人の養成を行う。

③ ワーク・ライフ・バランスを重視した、働きやすい職場環境の確立と効率的な病院運営を推進する。

No. 48

- ① 病院再開発事業が完了した病棟・外来の各施設の効率的な運用を図り、戦略的な病院経営プロジェクトを展開する。
- ② 働きやすい病院を目指して、第三者評価の継続、女性医療従事者の復職・育児支援及び福利支援事業の拡充を図る。
- ③ 医療の質を向上させるために、病院機能評価の第三者評価を受け認証更新を行う。

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- ① 幼・小・中一貫教育に関するプログラム開発と教育実践に取り組む等、学校教育改善のための新たな教育・研究活動を推進し、地域社会が求める学校教育改革プランのモデルを提案する。

No. 49

- ① 地域社会が求める学校教育改革モデルとして、「幼小中一貫教育モデルカリキュラム(仮称)」を試作し、県教委・松江市教委の評価を受ける。

No. 50

- ① 特別支援教育の先導的モデルを、島根県教育委員会や松江市教育委員会との連携によって確立する。

No. 51

- ① 学部教員と附属学校教員が共同で運営する附属学校部の取組を、地域に公開する。

- ② 教育学部及び教育学研究科の教員養成機能の一翼を担い、養成教育に関する理論＝実践融合型の教育・研究活動を推進するとともに、優れた資質と高い教育的実践力を有する学校教員を育成する。

No. 52

- ① 附属学校での体系的な「四年一貫型教育実習プログラム」の評価を行い、プログラムを改善

する。

No. 53

- ① 「大学院生を対象とする長期インターンシッププログラム」（教育課題解決型教育実習プログラム）を評価・改善する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善及び事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ① 学長のリーダーシップのもと、機能的な業務運営を推進する。

No. 54

- ① 学長補佐体制を強化するために、学長戦略会議の充実・強化を図る。
- ② 大学のガバナンスを強化するために、役員会、経営協議会及び教育研究評議会の運営を効率的にする。

No. 55

- ① 事務職員のキャリア形成を強化するために、中堅職員を総合職または専門職として育成するキャリアプランを実質化する。

- ② 構成員が互いの人権を尊重し、その個性と能力が十分発揮できる環境を整備する。

No. 56

- ① 仕事と家庭の両立(ワーク・ライフ・バランス)を促進するために、子育て中の教職員の抱える問題を明確にし、支援体制を見直す。

No. 57

- ① ハラスメント防止対策を強化するために、ハラスメント及びハラスメント類似案件の解析を行い、防止対策を改善する。
- ② ハラスメント対策の迅速・適正化を推進するために、事例の調査を行い、対策を改善する。

- ③ 社会的ニーズの変化等に対応するため、必要に応じて教育研究組織を、柔軟かつ機動的に編成するための見直しを行う。

No. 58

- ① 大学のガバナンスを強化するために、学内共同教育研究施設等を機構化し、適正な人員配置・予算配分を行う。

- ④ 事務処理の簡素化・迅速化を図るとともに、随時事務組織の見直しを行う。

No. 59

- ① 効率的な会議運営を促進するために、Web の活用を促進する。

No. 60

- ① 大学のガバナンスを強化するために、機能的・効率的に学長を補佐する事務組織として、学長室（仮称）を整備する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄付金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ① 外部からの教育研究資金その他の自己収入を積極的に増やし、財政基盤を強化する。

No. 61

- ① 外部資金獲得金額を増加させるために、科学研究費補助金及びその他の外部資金の獲得を支援する体制を強化する。

No. 62

- ① 支援基金等の学外からの支援を充実させるために、エンロールメント・マネジメント・システムを導入し、同窓会の強化及び学友会の組織化に取り組む。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減

- ① 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づき、平成 18 年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。

No. 63

(平成 23 年度までに実施済のため、平成 25 年度は年度計画なし)

(2) 人件費以外の経費の削減

- ① 管理的経費の抑制を図り、その結果を教育・研究の実施体制の整備に反映させる。

No. 64

- ① 継続的な経営改善を進めるために、維持コストの管理を徹底する。

No. 65

- ① 病院収入の増収を図るために、診断群分類 DPC (Diagnosis Procedure Combination) 経営解析により、病院再開発事業により整備された病棟等を効率的に運用する。
- ② 医療の質向上と管理的経費の抑制を図るために、当院独自に行っている病院医学教育研究助成事業を展開する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ① 資産を効率的に運用する。

No. 66

- ① 資金運用の効率性を高めるために、資金管理の一層の精緻化を図る。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ① 自己点検・評価、第三者評価における評価結果を教育研究の質の向上及び大学運営の改善等に反映させる。

No. 67

- ① 評価結果を業務に反映させるために、PDCA サイクルに基づいた自己点検と継続的な改善を強化する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

① 社会の信頼に応える情報を公開するとともに、大学への理解を深める情報を発信する。

No. 68

① 効果的な広報を実施するために、ステークホルダーの特徴を踏まえた広報を実施する。

No. 69

① 評価結果に対して行った改善の情報公開を推進する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

① 豊かなキャンパスライフを提供するため、中長期的なプランに沿って施設整備・管理を行う。

No. 70

① 施設の計画的な整備と有効活用を推進するために、キャンパスマスタープランに沿った施設整備を行うとともに、施設マネジメント等のシステム改革に取り組む。

② 地域の中核的医療拠点としての附属病院を整備充実させる。

No. 71

① 地域の中核的医療拠点としての機能充実のために、医療設備の充実とシステム改善に取り組む。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

① 学内の安全衛生管理を徹底するとともに、学内構成員の健康と安全を守る環境をさらに整備する。

No. 72

① 労働安全衛生マネジメント構築のために、リスクアセスメントに着手し、労働安全衛生対策室（仮称）の設置を検討する。

② 自然災害や人的災害等に対する安全の確保に努める。

No. 73

① 防火・防災体制を改善するために、危機管理についての基本方針を見直す。

② 島根大学に適合した防火防災体制を整備するために、防火防災計画を改訂し、消防計画に基づく訓練等を実施する。

③ 本学が保有する情報資産を守るために、情報セキュリティレベルを向上させる。

No. 74

① 情報セキュリティ対策を強化するために、情報セキュリティシステム導入計画の立案及び人材育成を実施する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

① 公的研究費の不正使用防止等に努めるとともに、各種関係法令等の遵守を徹底し、適正な大学運営を行う。

No. 75

- ① 法令コンプライアンスを強化するために、遵守状況の監査システムを構築する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

27億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

匹見演習林の土地の一部（島根県益田市匹見町匹見口335番3 472.44㎡）を譲渡する。

重要な財産を担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額	財源
・(医病)自家発電設備整備	総額 2,278	施設整備費補助金 (1,906)
・(川津)管理棟耐震改修		設備整備費補助金 (65)
・老朽対策等基盤整備事業		長期借入金 (254)
・基盤的設備等整備		国立大学財務・経営センター
・教育研究力強化基盤整備費		施設費交付金 (53)
・デジタル型エックス線撮影システム		
・小規模改修		

注) 1. 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の事業が追加されることもあり得る。

2. 上記には附帯事務費を含む。

2 人事に関する計画

- ・国家公務員の給与減額を踏まえ、国立大学法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ必要な措置を講ずる。
- ・事務職員のキャリア形成を強化するため、従来的一般職に高度専門職を加えた複線型のキャリアパスを示し周知を図る。

(参考1) 平成25年度の常勤職員数 1,387人

また、任期付職員数(注)の見込みを196人とする。

(注) 教育職員の任期に関する規程による任期付教員

(参考2) 平成25年度の人件費総額見込 14,523百万円 (退職手当は除く)

(別紙)

○予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(別表)

○学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成25年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	10,476
施設整備費補助金	1,906
船舶建造補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	348
国立大学財務経営センター施設費交付金	53
自己収入	18,012
授業料、入学料及び検定料収入	3,487
附属病院収入	14,302
財産処分収入	0
雑収入	223
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,178
引当金取崩	0
長期借入金収入	254
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	0
計	32,227
支出	
業務費	27,284
教育研究経費	12,820
診療経費	14,464
施設整備費	2,213
船舶建造費	0
補助金等	348
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,178
貸付金	0
長期借入金償還金	1,204
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	32,227

〔人件費の見積り〕

期間中総額 14,523百万円を支出する。(退職手当は除く)

「運営費交付金」のうち、平成25年度当初予算額9,670百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額806百万円

「施設整備費補助金」のうち、平成25年度当初予算額188百万円、前年度よりの繰越額1,718百万円

「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、平成25年度当初予算額1,051百万円、前年度からの繰越額のうち使用見込額127百万円

2. 収支計画

平成25年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	29,953
業務費	26,319
教育研究経費	2,930
診療経費	7,262
受託研究費等	711
役員人件費	132
教員人件費	7,279
職員人件費	8,005
一般管理費	647
財務費用	272
雑損	0
減価償却費	2,715
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	30,144
運営費交付金収益	9,486
授業料収益	3,272
入学金収益	444
検定料収益	118
附属病院収益	14,302
受託研究等収益	711
補助金等収益	283
寄附金収益	387
財務収益	12
雑益	211
資産見返運営費交付金戻入	388
資産見返補助金等戻入	450
資産見返寄附金戻入	79
資産見返物品受贈額戻入	1
臨時利益	0
純利益	191
目的積立金取崩益	0
総利益	191

3. 資金計画

平成25年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	35,622
業務活動による支出	27,847
投資活動による支出	3,348
財務活動による支出	1,204
翌年度への繰越金	3,223
資金収入	35,622
業務活動による収入	30,014
運営費交付金による収入	10,476
授業料及び入学金検定料による収入	3,487
附属病院収入	14,302
受託研究等収入	711
補助金等収入	348
寄附金収入	467
その他の収入	223
投資活動による収入	1,959
施設費による収入	1,959
その他の収入	0
財務活動による収入	254
前年度よりの繰越金	3,395

(別表) 学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

法文学部	法経学科	360 人	
	社会文化学科	280 人	
	言語文化学科	260 人	
	編入学	20 人	
教育学部	学校教育課程	680 人	
	(うち教員養成に係る分野)	680 人)	
医学部	医学科	586 人	
	(うち医師養成に係る分野)	586 人)	
	編入学	40 人	
	(うち医師養成に係る分野)	40 人)	
	看護学科	240 人	
総合理工学部	編入学	20 人	
	物質科学科	520 人	
	地球資源環境学科	200 人	
	数理・情報システム学科	400 人	
	機械・電気電子工学科	160 人	
	建築・生産設計工学科	80 人	
	電子制御システム工学科	160 人	
	材料プロセス工学科	80 人	
	編入学	24 人	
	生物資源科学部	生物科学科	120 人
生命工学科		160 人	
農林生産学科		170 人	
地域環境科学科		90 人	
生態環境科学科		90 人	
農業生産学科		60 人	
地域開発科学科		110 人	
編入学		40 人	
人文社会科学研究科		法経専攻	12 人
	(うち修士課程)	12 人)	
	言語・社会文化専攻	12 人	
	(うち修士課程)	12 人)	
	教育学研究科	教育実践開発専攻	40 人
		(うち修士課程)	40 人)
		教育内容開発専攻	40 人
	医学系研究科	(うち修士課程)	40 人)
		医科学専攻	150 人
		(うち修士課程)	30 人)
		(うち博士課程)	120 人)
	総合理工学研究科	看護学専攻	24 人
(うち修士課程)		24 人)	
総合理工学専攻		248 人	
(うち修士課程)		248 人)	

	マテリアル創成工学専攻	18人
	（うち博士課程	18人）
	電子機能システム工学専攻	18人
	（うち博士課程	18人）
生物資源科学研究科	生物生命科学専攻	40人
	（うち修士課程	40人）
	農林生産科学専攻	44人
	（うち修士課程	44人）
	環境資源科学専攻	36人
	（うち修士課程	36人）
法務研究科	法曹養成専攻	60人
	（うち専門職学位課程	60人）
附属幼稚園	80人	
	学級数 4	
附属小学校	普通学級	
	360人	
	学級数 12	
	特別支援学級	
	16人	
	学級数 2	
附属中学校	普通学級	
	420人	
	学級数 12	
	特別支援学級	
	8人	
	学級数 1	